

「ふくおか・まごころ駐車場」制度

令和6年2月1日から、**双子・三つ子等の多胎児の妊産婦の利用期間を変更します。**

変更前：妊娠7か月から産後3か月まで

変更後：妊娠7か月から**産後18か月(1年半)まで**

※多胎児の妊産婦の方は、

期限が**産後18か月まで**の利用証を交付申請できます。

窓口申請は令和6年2月1日から受け付けます。

詳しい手続方法については、裏面を御覧ください。

「ふくおか・まごころ駐車場」について

福岡県では、歩行困難で、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方の申請にもとづき、「ふくおか・まごころ駐車場」の利用証を交付します。

各施設の駐車場管理者の方には、利用証持参者が駐車できる「ふくおか・まごころ駐車場」として区画登録の協力をお願いしています。

利用証を車内に掲示することで、目印ステッカーのある区画に駐車することができます。

- ・緑色：身体、知的、精神障がいのある人、高齢(要介護)者、難病者
- ・赤色：身体障がいのある人で自ら運転し、常時車いすを利用する方
※赤色利用証をお持ちの方は幅の広い区画が必要ですので、御配慮をお願いします。
- ・オレンジ色：妊産婦、けが人の方

【目印ステッカーを掲示している区画の例】



【目印ステッカー】

この駐車場は
ふくおか・まごころ
駐車場です



本当に必要な方のため
利用証を持たない方の
駐車はご遠慮ください

福岡県

【利用証(3種類)】



※有効期限を過ぎた利用証(オレンジ色)は返却が必要です。

利用証交付申請手続について

(令和6年2月1日から窓口受付)

多胎児の妊産婦で、産後18か月までの利用を希望される方は、お手数ですが、確認書類を御準備のうえ、**交付申請**をお願いします。

なお、窓口申請は令和6年2月1日から受け付けます。

(電子及び郵送申請は令和6年1月から受け付けますが、利用証は2月1日に合わせて送付いたします。)

【確認書類】

- ・多胎児の人数分の母子健康手帳の表紙 ※妊産婦氏名の記載が必要です。
- ・母子健康手帳の分娩予定日を記載するページ または 出生日がわかる書類
- ・現在お使いの利用証(期間満了等で、すでに返却した場合は不要)

以下、①電子申請、②郵送申請、③窓口申請のいずれかの方法でお手続きください。

①電子申請

福岡県のホームページから申請できます。「まごころ駐車場」でインターネット検索いただくか、下記二次元コードからアクセスしてください。

電子申請フォームに必要事項を入力し、上記確認書類の画像を添付の上、申請ください。審査が終わり次第、申請者住所あて利用証を郵送します。

②郵送申請

福岡県のホームページから申請書を印刷できます。「まごころ駐車場」でインターネット検索いただくか、下記二次元コードからアクセスしてください。

交付申請書または再交付申請書に必要事項を記載し、上記確認書類の写し(期限を過ぎた利用証は原本)を添付の上、下記あて送付ください。審査が終わり次第、申請者住所あて利用証を郵送します。

③窓口申請

政令市各区役所、各保健福祉環境事務所等で申請ができます。上記確認書類を必ずお持ちの上、交付申請書または再交付申請書を御提出ください(窓口で記入できます)。内容の確認の上、その場で利用証を交付します。

窓口の住所、電話番号等につきましては、県障がい福祉課にお問い合わせいただくほか、福岡県のホームページで御確認ください。「まごころ駐車場」でインターネット検索いただくか、下記二次元コードからアクセスできます。

【お問合せ先・郵送申請先】

福岡県福祉労働部障がい福祉課社会参加係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

電話:092-643-3264 FAX:092-643-3304

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokamagokorochusyazyou.html>

福岡県ホームページ

→

